

議会運営委員会 H28. 3. 11 (金)

開 会 10:00

散 会 10:04

1. 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

(1) 議員報酬等の一部改正条例(案)について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料1の議案について、自由民主党、県民ネットワーク、自民党・鄙の会、壮三会の議員が提出者となり、提出することが報告された。

(2) 議員報酬等の一部改正条例(案)の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、本日上程し、提出者説明、質疑、委員会付託を省略し、討論の後、直ちに採決することが決定された。

2. 補正予算関係議案の取扱いについて

(1) 議案修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

(2) 討論の有無等について

- 各会派討論なしと報告された。

3. 本日(3月11日)の会議の順序について

- 事務局から、資料2のとおり説明された。

4. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 委員長報告日(3月23日)の議会運営委員会の開催時間は午前10時、本会議の開議時間は午前11時目途と申し合わされた。

5. その他

- 本日の本会議の開議時間は、3月4日の議会運営委員会で午前11時目途と決まっている旨、確認された。

6. 執行部発言の有~~無~~

議第 号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の額を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

本日（3月11日）の会議の順序（案）

1 開 議

2 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

3 委員長報告

4 議案関係

(採決のみ)

(1) 甲第17号 平成27年度一般会計補正予算(第4号) …… 1件

(2) 乙第32号 国民健康保険財政安定化基金条例

乙第34号 県事業に対する市町の負担について

乙第35号 県営土地改良事業に対する市町の負担について

乙第36号 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に

対する市町の負担の変更について …… 4件一括

(3) 甲第18号～甲第30号 …… 13件一括

(4) 乙第30号、乙第31号、乙第33号 …… 3件一括

(上程及び採決)

(5) 議第1号 県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の
一部改正 …… 1件

5 散 会